

# 骨髄移植ドナー支援事業



中央区では平成30年4月より、骨髄または末梢血幹細胞提供者（ドナー）の負担軽減と、移植の推進を図るため、ドナーとドナーが勤務する事業所に対し、奨励金を付する事業を実施しています。

## ◎対象者と奨励金交付額

ドナーが骨髄等の提供のために通院・入院した日数に応じて奨励金を交付します。

対象者	奨励金交付額
《ドナー》 提供時区内に住所を有し、(公財)日本骨髄バンクから骨髄等の提供の完了を証明する書類の交付を受けた方	1日につき2万円 (最大7日まで)
《ドナーが勤務する事業所》 上記のドナーが提供時に勤務していた国内の事業所(国、地方公共団体及び独立行政法人を除く)	1日につき1万円 (最大7日まで)

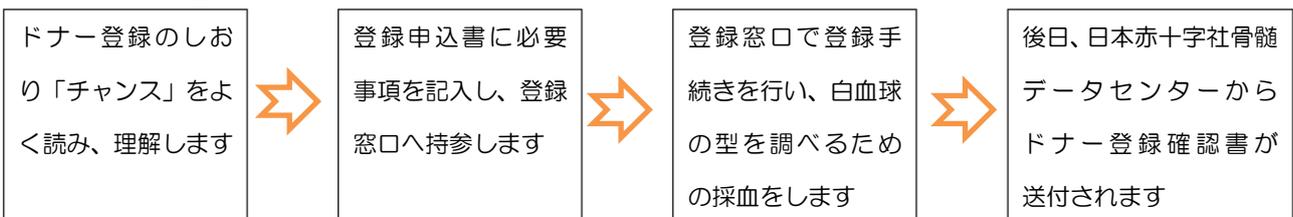
## ◎骨髄・末梢血幹細胞移植とは

白血病などの病気により正常な造血が行えなくなってしまった患者さんに、適合したドナーから提供された造血幹細胞（血液を造るもとの細胞）を入れ替えることによって、造血機能を回復させる療法です。

## ◎ドナー登録は命のボランティア

日本骨髄バンクを通じて非血縁者間の骨髄移植・末梢血幹細胞移植を必要としている患者さんは、毎年少なくとも2,000人を数えます。一人でも多くの患者さんを救うためには、一人でも多くのドナー登録が不可欠です。ドナー登録は、約2mlの採血で済みます。骨髄移植・末梢血幹細胞移植と骨髄バンク事業にご理解いただき、ドナー登録にご協力をお願いします。

## ◎ドナー登録のながれ



ドナー登録のしおり「チャンス」の内容や登録窓口など、その他詳しくは日本骨髄バンクのホームページ (<http://www.jmdp.or.jp/>) をご覧ください。

《問合せ・申請窓口》

中央区保健所健康推進課

TEL 03-3541-5930